右の者に対する外国人登録法違反被告事件について、昭和四一年九月四日被告人に対してした勾留は、なお勾留の理由(刑訴法六〇条一項前段および後段二号)が存続し、かつ、これを継続する必要があるものと認め、昭和四二年一〇月三日から勾留期間を更新する。

## 昭和四二年一〇月三日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄